

一般社団法人全国放課後連 謝礼金等に係る規程

【目的】

第1条 この規程は、一般社団法人全国放課後連（以下「当会」という。）が主催する各種の事業等を実施した場合に、支払われる謝礼金等に関する支給基準について定めることを目的とする。

【謝礼金の対象者】

第2条 当会の理事以外の者を、この規定による謝礼金の対象者とする。

【謝礼金等の種類】

第3条 1. 講演等の対価としての謝礼は、以下に掲げる額を基準とし、研修会の内容等を勘案した上で、理事会で決定する。ただし、その額は、3万円を上限とする。

(1) 講師等の対価としての謝礼

1日 3万円

半日 2万円

(2) シンポジウム等の発言者等と務めた対価としての謝礼

発言者 3000円

司会 3000円

2. 研究等に係わる謝礼

(1) 本会が委嘱した研究員の場合 3000円（一回につき）

(2) 補助研究員 1100円／一時間

3. 事務員等の報酬等

(1) 事務員には、個別の契約に定める報酬を支払う

(2) 事務員については、要件が充足し次第、雇用保険・社会保険に加入する

(3) 事務員の事務作業を補助する者（「事務作業補助員」という）には、理事会で定める報酬を支払う

【謝礼金等の種類】

第4条 1. 謝礼金等は事業実施の都度、現金または商品券等として支払い、または指定口座に振り込む。

2. 旅費交通費等の支払いは、「旅費規程」による。

3. 前条以外の名目で、謝礼金等の支払いが生じる場合は、前条の基準に準じ、会長の決定に従うものとする。

4. 補助事業及び受託事業等に係わる場合には、別に定められた基準により支払う。

【規程の変更】

第5条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

- 附 則
1. この規程は、2017年6月4日から施行する。
 2. この規程は、2022年12月2日から施行する。
 3. この規程は、2023年4月16日から施行する。